

長崎県特定健診未受診者にかかる特定健康診査情報提供事業の実施要領
(令和7年度版)

1. 目的

本事業は、特定健診未受診者の診療情報から特定健診を受診したとみなすために、保険者が医療機関から必要な検査結果データを収集し、特定健診の受診者として管理することを目的とする。

特定健診未受診者が特定健診を受診しない理由として、「かかりつけ医で治療中(管理中)のため特定健診に必要性を感じない」や「時間がない」等がある。このような特定健診未受診者に対し、特定健診の受診機会拡大のため本事業を展開し、本来の制度を推進するものである。

なお、本事業は特定健診の受診を妨げるものではなく、未受診者への特定健診受診の推奨にもかかわらず、やむを得ず特定健診が実施されない場合に実施するものとする。

また、情報提供にあたり保険者から長崎県国民健康保険団体連合会(以下、国保連合会)を通して、情報提供料等が医療機関へ支払われる。

2. 特定健診費用の請求と情報提供料等の請求の違い

①特定健診実施機関でなくとも請求可能

医療機関が特定健診を実施するためには、社会保険診療報酬支払基金等へ特定健診実施機関としての届出が必要であるが、本事業では必要なく請求することができる。

②医療機関が所在する市町以外の被保険者の診療情報も提供可能

例) A市に所在する特定健診実施機関がA市役所と特定健診の契約を締結していた場合、A市の被保険者のみ特定健診として実施可能であるが、B市の被保険者に対し特定健診を実施することはできない。しかし、本事業であればB市の被保険者の診療情報を提供することができる。

③指定様式の情報提供書等(紙媒体)を用いて国保連合会へ請求

特定健診は電子媒体又はオンラインにより請求するものであるが、本事業では情報提供書等の紙媒体を用いて請求する。

④健診項目及び費用は県内で統一

特定健診では、各保険者で特定健診の検査項目、費用を設定しているが、本事業では県下保険者で統一健診項目(様式)及び費用(単価)となる。

3. 対象者

長崎県内の国民健康保険に加入している被保険者で40～74歳の方

4. 対象保険者

本事業の契約を締結している長崎県内の保険者

※別紙1「対象保険者一覧」参照

5. 対象医療機関

本事業の契約等を締結する医療機関であり、特定健診実施機関としての届出を必要としない。なお、長崎県医師会会員医療機関は、長崎県医師会が代表して契約を締結することにより契約を締結したものとする。

6. 契約

①保険者と国保連合会の契約

保険者は本事業を委託する場合、国保連合会と契約を締結する。

②医療機関と国保連合会の契約等

長崎県医師会と国保連合会とで契約を締結する。また、長崎県医師会の会員でない医療機関の場合は、別途国保連合会とで契約を締結または承諾書を取り交わす。

7. 委託料(情報提供料等)

医療機関が特定健診未受診者の診療情報を国保連合会へ提供した場合、被保険者1人あたり委託料として情報提供料等が支払われるものとする。情報提供料等の内訳については、下表のとおりとなる。

医師の総合判断日が令和7年4月1日から令和8年3月31日の場合		
項 目		単価 (消費税及び地方消費税を含む)
情報提供料		2,750 円
追加検査	HbA1c	550 円
	腎機能検査 (血清クレアチニン・血清尿酸)	220 円

情報提供書を国保連合会へ提出する場合は、任意項目以外全て記入する必要がある。情報提供料は、治療中の診療情報を基に情報提供書(別紙3「様式-2504012～2504013」)を作成するための費用として支払われる。

なお、治療中の診療情報で不足している検査を行なった場合であっても、情報提供料内で実施することとなるため、原則として本事業の費用(及び診療報酬)として請求はできない。

ただし、以下の場合に限り、情報提供料に追加検査の費用を加算して本事業に請求ができる。

①治療中の診療情報にHbA1cの検査結果がなく、本事業のために追加でHbA1cを実施した場合

②治療中の診療情報に腎機能検査(血清クレアチニン・血清尿酸)の検査結果がなく、本事業のために追加で腎機能検査(血清クレアチニン・血清尿酸)を実施した場合

8. 様式

①特定健診情報提供料等請求書(別紙2「様式-2504011」参照)

請求する月の情報提供料等を保険者毎に記入する。

②特定健診の情報提供書(様式は下表参照)

特定健診の情報提供書は表面の「情報提供書」と裏面の「質問票兼同意書」から構成されている。

様式名	様式番号
情報提供書【表】	様式-2504012
質問票兼同意書【裏】	様式-2504013

9. 事務処理(医療機関)

- ①医療機関は、被保険者に対して特定健診の受診を勧奨する。時間がない等の理由で本来の特定健診を受診しない(できない)被保険者に対して、本事業の勧奨を行なう。
- ②医療機関は、被保険者が「情報提供書」を持参しなかった場合、国保連合会のホームページから「情報提供書」等をダウンロードする。
- ③医療機関は、被保険者に対し本事業への同意を確認し、同意が得られた場合、「質問票兼同意書」の同意欄に氏名等を記入(代筆可)させる。また、質問票への記入も併せて実施する。
- ④医療機関は、被保険者の被保険者証、特定健診受診券等を確認し、「情報提供書」の【本人記入欄】に記入させる(代筆可)。特定健診受診券は医療機関にて保管(管理)する。
- ⑤医療機関は、「情報提供書」の【医療機関記入欄】の検査結果について医療機関で保有している診療情報から記入する。【医療機関記入欄】のうち任意項目以外は全て記入する。(ただし、空腹時血糖値または随時血糖値が記入されている場合のHbA1c値は必須ではない。また、随時中性脂肪が記入されている場合の空腹時中性脂肪も同様)
- ⑥医療機関は「請求書」、「情報提供書」および「質問票兼同意書」を原則毎月5日(別紙3参照)までに国保連合会へ送付する。ただし、請求期限が土曜日、日曜日及び国民の休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日をいう。以下同じ。)に当たる場合は、その翌日が期限となる。
- ⑦医療機関は国保連合会から届く「支払額通知書」等を確認し、原則27日に振り込まれる情報提供料等を確認する。(別紙4参照)

10. 事務処理(保険者)

- ①保険者は、「情報提供書」を国保連合会のホームページからダウンロードすることができ。「情報提供書」のダウンロード等については、保険者にて判断する。
 - a:保険者から被保険者へ「情報提供書」を送付する。
 - b:医療機関に本事業の勧奨を依頼する。
- ②保険者は、国保連合会から本事業にかかる「払込請求書」等が送付された場合、関係帳票を確認し、請求があった月の原則25日(12月及び2月は22日)までに情報提供料等及び手数料を支払う。(別紙4参照)
- ③保険者は、国保連合会から送付される「情報提供書」を管理し、取扱いについては、保険者の条例等に合わせて実施する。

11. 事務処理(国保連合会)

- ①国保連合会は、「情報提供書」等の請求様式をホームページへ掲載する。
- ②国保連合会は、医療機関から本事業にかかる請求があった場合、請求項目または、資格の点検等を行う。請求項目等に不備があった場合、医療機関へ返戻する。
- ③国保連合会は、②にて不備がない場合、特定健診等データ管理システムに診療情報を登録する。
- ④国保連合会は、医療機関から請求があった月の原則翌月12日までに保険者へ情報提供料等の払込みを請求する。また、請求関連帳票を併せて送付する。
- ⑤国保連合会は、保険者から振り込まれた情報提供料等を振り込まれた月の原則27日までに、医療機関の指定銀行へ振り込む。(別紙4参照)

12. 注意事項

①検査値を利用できる期間について

特定健診の受診日として取り扱う日付は、医師が検査結果をもとに総合判断を実施した日付とする。また、検査結果の項目に不足があり基本項目の実施が複数日にまたがる場合は、最初に行なわれた検査実施日と、最後に実施された総合判断日の間は3カ月以内とする。

②重複請求について

特定健診と本事業の請求が重複した場合、特定健診の結果内容を原則優先する。

③血糖検査(HbA1c、空腹時血糖及び随時血糖)について

本事業の血糖検査において、HbA1c は必須項目とし、空腹時血糖及び随時血糖は任意項目としているが、空腹時血糖または随時血糖の結果があれば、HbA1c の結果がない場合でも返戻としない。

④LDLコレステロールについて

脂肪検査において、中性脂肪(血清トリグリセライド)が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合は、LDLコレステロールをNon-HDLコレステロール(総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの)に代えることができる。

⑤中性脂肪(空腹時中性脂肪及び随時中性脂肪)について

脂肪検査において、空腹時中性脂肪は必須項目とし、随時中性脂肪は任意項目としているが、随時中性脂肪の結果があれば、空腹時中性脂肪の結果がない場合でも返戻としない。

⑥情報提供料等の支払口座について

情報提供料は、診療報酬の支払先として届出があった口座へ振り込むこととする。

県外医療機関については、情報提供機関届(特定健診未受診者にかかる特定健康診査情報提供料等の請求及び受領に関する届)で届出があった口座へ振り込むこととする。

⑦前年度分の請求について

令和7年4月1日以降の請求に前年度分(令和6年度分の情報提供書)を請求することができる。ただし、前年度分(令和6年度分の情報提供書)の請求はできる限り令和7年8月までに請求を行う。その際、医師の総合判断日によって情報提供料等の各種単価は異なるため、請求書様式に注意する。

別紙1

対象保険者一覧

	保険者番号	保険者名	開始年月日
1	420018	長崎市	平成28年4月1日
2	420026	佐世保市	平成28年4月1日
3	420034	島原市	平成28年4月1日
4	420042	諫早市	平成28年4月1日
5	420059	大村市	平成28年4月1日
6	420075	平戸市	平成27年12月1日
7	420083	松浦市	平成28年4月1日
8	420091	対馬市	平成28年4月1日
9	420109	壱岐市	平成28年4月1日
10	420117	五島市	平成28年4月1日
11	420125	西海市	平成28年4月1日
12	420133	雲仙市	平成27年12月1日
13	420141	南島原市	平成28年4月1日
14	420570	長与町	平成28年4月1日
15	420588	時津町	平成27年12月1日
16	420661	東彼杵町	平成28年4月1日
17	420679	川棚町	平成28年4月1日
18	420687	波佐見町	平成27年12月1日
19	420919	小値賀町	平成28年4月1日
20	420992	佐々町	平成28年4月1日
21	421222	新上五島町	平成28年4月1日
22	423012	歯科医師国保組合	平成28年4月1日
23	423020	医師国保組合	平成28年4月1日
24	423038	薬剤師国保組合	平成28年4月1日
25	423046	長建国保組合	平成28年4月1日

別紙2

「様式-2504011」

特定健診情報提供料請求書

〈長崎県国民健康保険団体連合会提出用〉

様式	2	5	0	4	0	1	1
----	---	---	---	---	---	---	---

請求日	令和			年			月			日
-----	----	--	--	---	--	--	---	--	--	---

保険者番号	4	2					
-------	---	---	--	--	--	--	--

市町長
国保組合 理事長 様
(国保担当課扱い)

医療機関番号									
医療機関住所									
医療機関名									
代表者名									
電話番号	— —								

請求金額		円
------	--	---

請求年月	令和			年			月
------	----	--	--	---	--	--	---

【請求金額内訳】

医師の総合判断日	項目		単価 (消費税及び地方消費税を含む)		件数		合計	
令和7年4月1日 から 令和8年3月31日	情報提供料 (追加検査なし)		2,750	円		件		円
	追加 検査 分	HbA1c	550	円		件		円
		腎機能検査 (血清クレアチニン・血清尿酸)	220	円		件		円

※情報提供料として、情報提供書1件あたり2,750円が請求できます。

情報提供書のためにHbA1c及び腎機能検査（血清クレアチニン・血清尿酸）を追加で実施した場合に限り、
それぞれ550円、220円を2,750円に加算して請求できます。

ただし、この場合は情報提供書の『追加検査実施欄』に〇記入が必要です。

※情報提供料等の各種単価は医師の総合判断日によって異なるため、確認の上請求をお願いいたします。

別紙3

「様式-2504012」

【令和 年 月請求分】 特定健康診査情報提供書【表】 〈長崎県国民健康保険団体連合会提出用〉

▼本人記入欄（太線枠内）（全て記入/代筆可）

フリガナ		保険者番号	4	2																
氏 名		生年月日	昭和			年			月			日								
郵便番号	〒																			
住 所		性 別	男			女			年 齢			歳								
電話番号	-																			
		医師の 総合判断日※1	令和			年			月			日								

▼医療機関記入欄（任意項目以外全て記入）

※1 最後に医師が総合的に判断した日を記入する。（令和8年3月31日迄）

項 目		追加検査実施 (○記入)	検査結果					注意事項	
基本 項 目	身体測定	身 長					cm	小数点以下1桁	
		体 重					kg	小数点以下1桁	
		B M I					kg/m ²	小数点以下1桁	
		腹 囲					cm	小数点以下1桁	
	血 圧	収縮期血圧					mmHg		
		拡張期血圧					mmHg		
	脂肪検査	空腹時中性脂肪 ※5					mg/dl		
		HDLコレステロール					mg/dl		
		LDLコレステロール ※2					mg/dl		
	肝機能検査	AST(GOT)					U/l		
		ALT(GPT)					U/l		
		γ-GT(γ-GTP)					U/l		
	尿検査	尿 糖	-	±	+	++	+++以上		
		尿蛋白	-	±	+	++	+++以上		
		尿検査測定不能	①生理中 ②排尿障害 ③その他 のため尿検査を実施できません。						
任 意 項 目	腎機能検査	血清クレアチニン ※3					mg/dl	小数点以下2桁	
		血 清 尿 酸 ※3					mg/dl	小数点以下1桁	
	血糖検査	HbA1c(NGSP値) ※3 ※4					%	小数点以下1桁	
		空腹時血糖 ※4					mg/dl		
	脂肪検査	随時血糖 ※4					mg/dl		
		随時中性脂肪 ※5					mg/dl		
		Non-HDLコレステロール ※2					mg/dl		
	貧血検査	ヘマトクリット値(Ht)					%	小数点以下1桁	
		血色素量[ヘモグロビン値(Hb)]					g/dl	小数点以下1桁	
		赤 血 球 数					万/mm ³		
尿検査	尿潜血		-	±	+	++	+++以上		
医 師 の 診 断		異常なし()	治療中()	経過観察()	要注意()	要検査()			
医療機関コード							医療機関住所		
医 師 名							医療機関名		

● 情報提供書の請求は請求書、情報提供書(裏面:質問票兼同意書)を添付し、長崎県国民健康保険団体連合会へ送付してください。

※2 LDLコレステロールをNon-HDLコレステロール(総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの)に代えることができる。

ただし、中性脂肪(血清トリグリセリド)が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合に限る。

※3 診療情報に検査結果がなく、本紙(情報提供書)のために追加で検査を実施した場合は「追加検査実施」に○を記入する。

※4 空腹時血糖または随時血糖のいずれかがあれば、血糖検査のHbA1cを必須としない。

※5 空腹時中性脂肪の検査結果がない場合には、随時中性脂肪を必須とする。

別紙3

「様式-2504013」

【 令和 年 月 請求分 】 (質問票兼同意書)【裏】

▼本人記入欄

(太線枠内) 該当するものに○をしてください(医師等の問診による記入可)

様式	2	5	0	4	0	1	3
既往歴(高血圧・糖尿病・脂質異常症)がありますか	①はい	②いいえ					
今、体調の悪いところ(自覚症状)がありますか	①はい	②いいえ					
1 現在、血圧を下げる薬を服用していますか	①はい	②いいえ					
2 現在、血糖を下げる薬又はインシュリン注射を使用していますか	①はい	②いいえ					
3 現在、コレステロールや中性脂肪を下げる薬を服用していますか	①はい	②いいえ					
4 医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか	①はい	②いいえ					
5 医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか	①はい	②いいえ					
6 医師から、慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析)を受けたことがありますか	①はい	②いいえ					
7 医師から貧血といわれたことがありますか	①はい	②いいえ					
8 現在、たばこを習慣的に吸っていますか 条件1:最近1ヶ月間吸っている 条件2:生涯で6ヶ月以上吸っている、又は合計100本以上吸っている	①はい(条件①②両方満たす) ②以前は吸っていたが、最近1ヶ月間は吸っていない(条件②のみ満たす) ③いいえ(①②以外)						
9 20歳の時の体重から、10kg以上増加していますか	①はい	②いいえ					
10 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していますか	①はい	②いいえ					
11 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施していますか	①はい	②いいえ					
12 ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いですか	①はい	②いいえ					
13 食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか	①何でもかんで食べられる ②かみにくいことがある ③ほとんどかめない						
14 人と比較して食べる速度が速いですか	①速い ②普通 ③遅い						
15 就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ありますか	①はい	②いいえ					
16 朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか	①毎日 ②時々 ③ほとんど摂らない						
17 朝食を抜くことが週に3回以上ありますか	①はい	②いいえ					
18 お酒(日本酒・焼酎・ビール・洋酒など)を飲む頻度は、どれくらいですか ※過去に月1回以上の習慣的な飲酒歴があり、最近1年以上酒類を摂取していない者は⑦「やめた」を選択して下さい。	①毎日 ②週5～6日 ③週3～4日 ④週1～2日 ⑤月に1～3日 ⑥月に1日未満 ⑦やめた ⑧飲まない(飲めない)						
19 飲酒日の1日当たりの飲酒量は、どれくらいですか ・日本酒1合(15度・180ml)の目安:ビール(5度・約500ml)、焼酎25度(110ml)、ワイン1杯(60ml) ウイスキー1杯(60ml)、缶チューハイ(5度・約500ml、同7度・約350ml) ※問18で「⑦、⑧」の方は「1合未満」を選択して下さい。	①1合未満 ②1～2合未満 ③2～3合未満 ④3～5合未満 ⑤5合以上						
20 睡眠で休養が十分とれていますか	①はい	②いいえ					
21 運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか	①改善するつもりはない ②改善するつもりである(概ね6ヵ月以内) ③近いうちに(概ね1ヵ月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる(概ね6ヵ月未満) ⑤既に改善に取り組んでいる(6ヵ月以上)						
22 生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか	①はい	②いいえ					

【本人同意欄(自筆)】

この情報提供書(質問票兼同意書)を

市・町 国保組合 に提出することに同意します。

令和 年 月 日

氏名

●ご記入が不自由な方の場合、医療機関従事者の代筆で結構です。

(長崎県国民健康保険団体連合会提出用)

別紙4

受付締切日及び支払日等一覧

請求年月 (実施機関→国保連合会)		受付締切日 (実施機関→国保連合会)	納期日 (保険者→国保連合会)	支払日 (国保連合会→実施機関)
令和7	4	令和7年4月7日	令和7年5月23日	令和7年5月27日
	5	令和7年5月7日	令和7年6月25日	令和7年6月27日
	6	令和7年6月5日	令和7年7月24日	令和7年7月28日
	7	令和7年7月7日	令和7年8月25日	令和7年8月27日
	8	令和7年8月5日	令和7年9月24日	令和7年9月26日
	9	令和7年9月5日	令和7年10月23日	令和7年10月27日
	10	令和7年10月6日	令和7年11月25日	令和7年11月27日
	11	令和7年11月5日	令和7年12月22日	令和7年12月26日
	12	令和7年12月5日	令和8年1月23日	令和8年1月27日
令和8	1	令和8年1月6日	令和8年2月20日	令和8年2月26日
	2	令和8年2月5日	令和8年3月25日	令和8年3月27日
	3	令和8年3月5日	令和8年4月23日	令和8年4月27日